

計算書類に対する注記

平成26年3月31日

1. 重要な会計方針

1) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金、未収金・未払金、前払金・前受金及び立替金・預り金を含めることにしている。

2) 減価償却について

什器備品は、定率法で減価償却を実施している。

2. 固定資産の価額の状況は、次の通りである。

科 目	前期末残高	当期増減額	当期減価償却費	当期末残高
基本財産 (法人運営のため)	12,000,000	0	0	12,000,000
什 器 備 品	0	0	0	0

会計上の公益認定基準について

平成26年3月31日

1. 収支相償

公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれること

公益目的事業収入: ¥6,397,935 - 公益目的事業支出: ¥6,455,885 = ¥ -57,950

2. 公益目的事業割合

公益目的事業比率が100分の50以上となると見込まれること

公益目的事業支出: ¥6,455,885 / 全事業支出: ¥9,095,880 × 100 = 71%

3. 遊休財産保有限度額

遊休財産額が一定額を超えないと見込まれること

遊休財産限度額(公益目的事業支出額): ¥6,455,885

遊休財産額: ¥6,288,619